

令和2年度 第12回

青梅市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和3年2月17日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第12回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 令和3年2月17日（水） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第25号 令和3年度青梅市教育委員会の基本方針について（追加）
議案第26号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 令和2年度教育費補正予算について（教育部）
- 2 令和3年度教育費当初予算について（教育部）
- 3 令和3年度小規模特認校制度による入学・転学状況について（学務課）
- 4 令和3年度青梅市立美術館特別展の観覧料について（美術担当）
- 5 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 第2回青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）
 - イ 第2回青梅市美術館運営委員会会議録（文化課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課）

協議事項（再掲）

- 1 令和3年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について（教育総務課）
- 2 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について（教育総務課）
- 3 青梅市立学校情報セキュリティポリシーの一部改訂について（指導室）
- 4 青梅市学校運営協議会規則の制定について（指導室）
- 5 青梅学の充実について（指導室）

出席委員	教 育 長	岡 田 芳 典
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	榎 本 淳一郎
	教育委員会委員	百 合 陽 子

出席説明員	教 育 部 長	浜 中 茂
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひとみ
	学校給食センター所長	渡 部 亀四郎
	社 会 教 育 課 長	和 田 宏
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	金 丸 智 洋

午後1時30分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（岡田）】 本日の臨時会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和2元年度第12回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

【教育長（岡田）】 初めに、傍聴についてお諮りします。

ただいま、青梅市新町の〇〇様ほか4名の方から傍聴の申し出がありました。
教育長として傍聴を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議ないものと認め、傍聴を許可します。

（傍聴人入場）

【教育長（岡田）】 傍聴の方に申し上げます。

お手元の傍聴券にお守りいただくことが記載してございますが、写真撮影、録音につきましても会議の妨害となりますので、行わないようお願いいたします。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（岡田）】 次に、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、百合委員を指名いたします。

【委員（百合）】 はい、わかりました。

【教育長（岡田）】 次に、令和3年1月13日開催の第10回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議がないようでございますので、令和2年度第10回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

【教育長（岡田）】 次に、本日の議事進行につきまして、協議事項3につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと思いますですが、どなたかございますか。

【委員（大野）】 本日の議題でも取り上げるようになっております青梅市の教育目標、基本方針の中の「青梅学」の推進に関連しまして、少し考えを述べさせていただきます。

今、私の手元に、青梅市の教育委員会がホームページで出している全国学力・学習状況調査の結果をコピーしたものを持っているんですけど、それをちょっと紹介しながらお話しさせてもらいたいと思います。最新版の平成30年度のもので、その中で小・中学校で分かれて調査結果のデータが出ているんですけども、小・中学校は大体共通していますので中学校を取り上げて、皆さんに紹介しながら自分の考えを述べたいと思います。

全国学力・学習状況調査の中でも、学習に関する意識調査というのがありまして、その結果を青梅市の教育委員会で分析したものなどが載っています。その中で、こういう質問があるんです。これは全国同じで、何年も続けられている質問です。何かというと、「自分の国のよいところを外国の人に伝えたいと思いますか」という設問です。中学3年生が4月に答えているわけです。青梅市のデータ分析によりますと、青梅市と東京都と比べています。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「思わない」の4択です。「そう思う」が青梅市が27.2%、東京都が28.4%、「どちらかといえばそう思う」が青梅市が37.9%、東京都が39.4%でほとんどかわらないんですけど、肯定的答えが青梅市が65.1%、東京都が67.8%です。これを一つ紹介して、もう一つ紹介してから、なぜこれを取り上げるのかお話ししたいと思います。

もう一つの問いが、「自分の住む地域や社会をよくしたいと思いますか」。これに対して中学3年生は、「そう思う」が青梅市が39.7%、東京都が39.4%、「どちらかといえばそう思う」が青梅市が43.9%、東京都が45.7%で、それぞれ肯定的評価は83.6%、85.1%。どちらが多い少ないじゃなくて、違う年度も見えますと、多い少ないが逆転したりしていますから、青梅は特別多いとか少ないとか、そういう話じゃないです。

私がこれを今皆さんに紹介したのは、自分の国のよいところということは、自分の住んでいるまちのよいところと共通すると思うんです。そういうところを積極的に外国の人、言い換えれば自分らと離れているところの人に知らせたいという気持ちとか、それから自分の住んでいる地域や社会をよくしたいと思う、そういう気持ち、これは結局子どもたちが住む地域社会を好きで誇りに思うということの積み重ねが、今の意識調査のようなものになってあらわれていくと思うんです。

後ほどみんなで協議する「青梅学」の推進ということに関連してですけども、やはりこのような地元を誇りに思うような、地元を好きになるような気持ちというのは、青梅市として、市の教育委員会として、市を挙げて子どもたちに青梅を好きになってもらう、青梅に誇りを持ってもらうというような教育を進めていくことが大切なんだなと思います。そういう意味で、青梅学をさらに今年充実させていくことが大切だなというふうに感じております。

2月13日付けの読売新聞の東京都版に、「小中で『立川市民科』 市方針22年度から 歴史・郷土を学ぶ」というような見出しで、立川市の、実は青梅学みたいなものの紹介があったんですね。これをちょっと紹介したいと思うんです。「立川市は22年度から、市の歴史や郷土について学ぶ独自の授業『立川市民科』を市立小中学校の『教科』にする方針を決めた。教育

課程に組み込むことで、市に愛着を持ち、まちづくりの担い手となる市民を育てるという目的を明確に打ち出す」。途中飛ばしますけれども、「同市立の小中学校では、15年度から、社会科や総合的な学習の時間を活用し、立川市民科の取り組みを開始。児童生徒が市の歴史を学んだり、市内商店に出向いてキャリア教育を受けたりして、立川だからこそ学べる授業を展開してきた。授業は各校ごとに決めてきたが、市は教科化することで一貫性を持たせ、内容を充実させる考えだ」とあります。

青梅学の私たちの考えと、立川は立川で考えているこれは、たぶん私が一番初めに言ったような理由から、どこの区市町村でもさらに充実させてくるだろうと思います。そういう意味で、青梅学、立川に負けないように地元大好きな子どもを育てるよう、そういう方向にもっていけたらなと思っています。

以上です。

【委員（稲葉）】 青梅子どもふれあいフェスタというのをずっとオンラインで配信していました、2月13日にアナログゲーム大会をZoomで90分やってみました。一応遊びなので、子どもたちがのってくるというのはわかっていたんですけど、遊んだ後の子どもたちの精神状態がとても私は気になりました。90分を、年中さんから小学校4年生までの8人が3種類のゲームで遊んでもらいました。参加していただいたのは親子ですので、その後で参加したお母さん方に、終わった後の子どもたちの精神状態とか行動、何か変わったことないですかと尋ねてみました。そうすると、初めてZoomにかかわった子たちというのは、やっぱりちょっと機嫌が悪くなったそうです。年中さんが気になっていたんですけど、年中さんは2人いらしたんですが、すでにいろいろなお稽古ごとでZoomに慣れていたのでどうもなくて、本当に楽しく遊んだという報告を受けています。

ということから、もう年中さんの時代からオンライン配信でいろいろなことを楽しめる子どもたちと、これから初めて画面で学習していく子どもたちというのに、体験の差がすごくあるなと思ったんですね。そこをどんなふうにして埋めていくか。見ることは見るんだけど、その後の精神状態をきちっと、これからオンライン化されていきますので、学校の先生、あるいは幼稚園、保育園の先生たち、お家の方たちが気をつけて見ていき、何か不具合なところ、例えば精神的にモニター画面に弱いとかいろいろあるので、そういうところをきちっとフォローできるような家庭教育も必要だし、学校の先生たちの認識も必要だなというのが、このゲーム大会が終わった後にいろいろ聞いてみた私の感想です。だから、単に発信すればいいんじゃなくて、その後の精神状態をきちっと統計をとって、いい教育につないでいかないといけないなと思っています。

以上です。

【委員（榎本）】 先々週でしたか、教育委員会の連合会で、コロナの研修会をオンラインでやっています、仕事だったんですけど、2時間ぐらいほぼ全部聞くことができました。三鷹の角田先生というお医者さんをやられていた先生がお話ししてくださったんですけど、ワイド

ショー的な内容から最新の専門的な内容までふれていまして、見た方もたぶんいらっしやると思うんですが、とてもわかりやすい内容でありました。

小児がどのくらい危険かということがすごく気になっていたんですけど、デッドエンドホストとって、ほかの人にほとどうつさないらしいですね。ですので、10代の子どもの死者は今のところ日本ではゼロだということ、とても安心しました。

最新のデータにいつも更新されている先生の熱意を感じたんですが、特に心に残ったのがマスクの有用性で、2人の美容師が139人のお客さんに対応して、双方ともしっかりマスクをしていたので、一人も感染がなかったということなんですね。今までどおりの感染予防をしっかりしていれば、うつすことはない。今後、卒業式とか思い出づくりで生徒同士で隠れてやってしまったりということがあるんじゃないかというのがすごく気になるんですね。そういうことが起きないように、教育委員会の方で指針というか、こういう状態だったらやってもいいよ。今確かに制限が出ているのでなかなか勧められないと思うんですけど、先にそういうふうな指針を示した方がいいのではないかなと思いました。

以上です。

【教育長（岡田）】 今の点について室長の方で少し、部活も含めて対応について検討してみてください。

【委員（百合）】 先日、宮本十久一展を見てきました。私が今まで見た感じの絵ではなかったので、どんな感じかなと思ったんですけど、決して派手ではなく素朴な感じの絵でした。全体を見て、ああ見に来てよかったなと思える絵だったので、ぜひ皆さんにも来ていただきたいなと思いました。

それから、先日の広報に霞台小学校5年生のTシャツのことが書いてあって、なかなか子どもでこういう体験ができることはないですし、絶対に将来役に立つことなので、この子どもたちが大きくなって自分で働くときに、何かが参考になって役に立てばいいなと思いました。

以上です。

【教育長（岡田）】 ちなみに霞台小学校なんですけど、今、井上国務大臣が内閣府の中で起業家教育についてのご担当ということで、先週、霞台小学校の社長・副社長、5年生の児童ですが、親御さんと一緒に大臣室に報告に行ってきたというお話を佐藤校長からうかがっております。

私の方ですが、第五小学校で外国語活動の研修会があったらしいんですが、その中でAETの方とリモートを通じてネイティブの英会話をやったということです。複数のAETの方とやったので、ふだんより2倍、3倍会話ができたということです。確かにAETの方が来たときにリモートを使ってやれば、新年度はタブレットも加わりますので、そういう広がりというのは今後、特に英会話などは聴く・話すといったところをそういうもので活用できるのかなと思いました。今後、外国語活動の扱いについては、そういう広がりをもってできればいいなというふうに感じました。

それでは、部課長さんの方から何か報告がありましたら、順次お願いします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課の方からは2点ほど報告をさせていただきます。

1点目は、前回の教育委員会において児童・生徒表彰についてのご協議をいただきましたが、委員の皆様から表彰の名称についてのご意見をいただきまして、検討させていただく旨の回答をいたしました。現在、各表賞の名称を検討するなど、3月13日の表彰式の準備を進めているところであります。

2点目ですが、先週13日（土）の夜11時過ぎに、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生し、青梅市でも震度3を計測したと記憶しております。各学校には被害状況の確認をお願いしましたが、大きな被害は報告されず、安堵したところでございます。引き続き学校施設の維持管理には注力してまいります。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（榎戸）】 学務課からは、特に大きなことはございませんが、学務係は来年度に向けた学校保健の健診などの準備を行っておりまして、今のところ日程の調整では、今年度のようなことはなく1学期中にきちんと健診ができるような予定を組んで、進めているところでございます。

また、特別支援教育につきましては、就学支援委員会がこの時期でもまだ行われているのですが、4月の就学に向けてできるだけ速やかにご決定いただき、保護者の方に手続きいただけるように順次進めております。

学務課からは以上でございます。

【指導室長（手塚）】 それでは指導室の方から、市内の学校のコロナの現状をお伝えしたいと思います。現在、休校とか、または学級閉鎖を行っている学校はありません。おおむね順調に進んでいるところです。

人事の方ですけれども、教員内示を2月26日に行う予定です。この前日に、校長に私たちの方から教員内示をしていきます。管理職につきましては3月5日1時30分から、教育長から一人一人の校長先生、副校長先生について内示をしていくというような段階を踏んでいくところです。

私の方からは以上となります。

【教育指導担当主幹（梶井）】 私の方からは、2月に入りまして各学校から教育課程の事前相談というのを今進めておるところでございます。最終的には3月に入りまして受け取るということになりますけれども、前々回報告させていただきました教育課程説明会を踏まえて、各学校の来年度の教育課程について指導主事の方が対応して、把握をさせていただいているところでございます。

以上です。

【学校給食センター所長（渡部）】 学校給食センターからは、1点報告させていただきます。

先月、1月6日からですけれども、青梅市の公式ツイッターを使いまして、学校給食関係の

ツイートを始めました。今家にいる時間が長いということで、家でもできる学校給食レシピをツイートしています。キムタクご飯とか、豆乳の味噌汁とか、家で学校給食の味を楽しんでもらおうと思ひまして、始めております。もう何回かツイートしては、青梅市のツイートの中では「いいね！」が多い方かなと感じております。できましたら皆さんにも見ていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【社会教育課長（和田）】 社会教育課からは、3月5日に女性向けパワーアップ講座のリモート講演会を開催します。その準備と、3月14日にスクラッチを使ったプログラム講座、こちらでもリモートによる講演会になりますが、その準備を今しているところでございます。

社会教育課からは以上でございます。

【文化課長（北村）】 文化課から、郷土博物館の関係では、前回の教育委員会でもお伝えさせていただきましたが、郷土工芸技術展の開催に伴ひまして、以前調査をしました郷土工芸技術調査報告書を刊行いたしまして、教育委員さんの方にも送らせていただきました。販売の方は昨日から開始をしております。

また、吉川英治記念館の関係では、辛垣城跡の御城印の配布について、新聞等で紹介された影響もあるのかもしれませんが、土日祝日等の1日で四、五十名ほどの来館者が来ているところです。

文化課からは以上でございます。

【美術担当主幹（田島）】 百合委員にご覧いただきました宮本十久一展、先週土曜日から始まりまして3月28日まで、今年度最後の展覧会として開催しております。初日に宮本十久一の三男家族とご長男の娘さんにあたるご家族がご来館になりまして、非常に喜んでお帰りになったという報告を受けております。

宮本十久一は文京区に生まれた画家なんですけれども、関東大震災で被災しまして、それを機にその後、多摩地区に教員として赴任して、長らく美術教員をしながら余技で絵を描いていました。そういう意味では、本格的に画家として画壇で活躍したという人物ではないんですけれども、非常に温かみのある絵を描く作家として、こういうコロナで非常に気持ちがすさんだ状況という中においては、温かい、人々や身近なものに対するまなざしの感じられる作品で、多摩地区ゆかりの作家でもあります。ご家族は今でも府中市を中心にお住まいになっておりますので、そういう中で関心を持ってご覧いただければいいなと思っております。皆さんよろしくお願ひいたします。

以上です。

【教育長（岡田）】 私も別の件で美術館へ行って、1時間ほど2階でずーっと懐かしいなと思ひながら見てきました。一番古いのは98年ぐらい前、1922年でしたか、お遍路さんの絵。ぜひお時間がありましたらお出かけいただきたいと思ひます。

1 令和2年度教育費補正予算について（教育部）

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項1、令和2年度教育費補正予算について、を説明いたします。

【教育部長（浜中）】 それでは、報告事項1、令和2年度教育費補正予算につきましてご報告申し上げます。

資料の方は報告資料1-1および1-2をご覧くださいと存じます。

令和3年度3月定例議会に提出する令和2年度青梅市一般会計補正予算のうち、教育費補正予算についてご報告をさせていただきます。

なお、この案件につきましては、3月12日の市議会本会議で決定される予定となっております。それまでの間、教育委員さんにおかれましては取り扱いにご配慮いただきますよう、ぜひよろしくお願いたします。

それでは、報告資料1-1をお願いします。最初に、歳入についてご説明いたします。

教育費の歳入につきましては、表の上段から、16国庫支出金、17都支出金、19寄付金、22諸収入、23市債において補正予算を計上しております。

16国庫支出金では、(11)学校施設環境改善交付金といたしまして、設計内容の精査によりまして吹上小学校のトイレの改修工事および小学校の特別教室等の空調設備工事にかかる部材等につきまして経済的なものを採用したため、その差額を減額補正するところでございます。

また、(12)特別支援教育就学奨励費補助金は、年度当初の学校休業に伴い、支給実績が減じたため、減額補正をするものでございます。

(13)公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、GIGAスクール構想による小・中学校における通信環境整備等にかかる予算額と落札額の差により減額が生じたため、減額補正をするものでございます。

(14)公立学校情報機器整備費補助金は、家庭学習用モバイルルータ、および遠隔学習用ウェブカメラ等を購入することに伴いまして、補正をするものでございます。

次に、中段にございます都支出金でございますが、(20)公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、先ほど説明いたしました(13)と同様に、GIGAスクール構想にもとづきまして通信環境整備等にかかる予算額との落札額の差が生じた関係で、減額補正をするものでございます。

(21)公立学校遠隔学習機能強化支援事業費補助金につきましては、(14)と同様に、遠隔学習用のウェブカメラ購入に伴い、補正をするものでございます。

次に、19の寄付金でございますけれども、青梅市学校給食会の解散に伴いまして、給食会の残余金を贈与金として市債に入れるものでございます。

次に、ページ最後の諸収入でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための市内小中学校の休業による学校給食費の減免に伴い、減額補正をするものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、2ページをご覧くださいと思います。

23市債でございます。(1)小学校空調設備整備事業債から(3)中学校情報通信設備整備事業債まで、事業費の減および国・都補助金の減に伴いまして、減額補正をするものでございます。

続きまして、報告資料1-2をお願いいたします。

歳出でございます。その主なものを申し上げたいと思います。

総務部職員課で所管しております人事管理経費でございます。人件費を年度末時点の執行見込額であわせて増減を行い、決算にあわせた整理を行おうとするものでございます。

教育委員会の補正内容の主なものといたしましては、区分欄10教育費の上から5段目、給食センター経費でございますが、学校休業期間における給食食材費の減等により、減額補正をするものでございます。

また、7段目をご覧いただきたいと思います。学校施設整備経費では、設計内容の精査により、吹上小学校のトイレ改修工事、および小学校の特別教室等空調設備工事にかかる部材等につきまして経済的なものを採用したために減額補正をするもので、先ほどの歳入に相当するものでございます。

次に、10段目の小学校指導費 移動教室実施経費、1枚おめくりいただきまして、2ページ2段目の中学校指導費 各種行事实施等経費、3段目の移動教室実施経費、小学校、中学校のそれぞれの経費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして発生したキャンセル料を市が負担し、保護者の負担を軽減することを目的に、補正をするものでございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、3ページ目は財源更正でございます。財源更正とは、歳出の変動はございませんが、国の交付金や都の補助金額が変更になった場合のみ、一般財源を変更し財源の調整を図っているものでございます。

以上が、令和2年度教育費補正予算についてのご報告でございます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

3月補正ですので、決算補正という形です。よろしいでしょうか。

2 令和3年度教育費当初予算について(教育部)

【教育長(岡田)】 次に、教育長報告事項2、令和3年度教育費当初予算について、を説明いたします。

【教育部長(浜中)】 それでは引き続きまして、報告資料2-1および2-2をご覧いただきたいと存じます。

なお、この件につきましても、先ほどの補正予算と同様に現時点では確定した内容ではございません。3月22日の市議会本会議で決定されるまでの間は、取り扱いについて補正予算と同様にご配慮いただきますよう、教育委員の皆様方にはぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和3年度教育費の当初予算についてご報告申し上げます。

まず、お示しの資料2-1の構成でございますが、表の左側には歳入である国庫支出金、都支出金等を記載してございます。その右側には各課ごとの事業名を記載し、中央から教育費予算全体の令和3年度と令和2年度の比較、および増減額等を記載してございます。

最初に、表中央の令和3年度の教育費予算の歳入の合計であります。上段に記載のとおり、令和3年度は総額で15億9,071万7,000円を見込んでおります。令和2年度と比較いたしますと、4億3,042万3,000円の増額となっております。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金でございますが、一番上段にあります小中学校の便所改修工事や小学校特別教室等の空調設備整備工事などの学校施設環境改善交付金などが、主な国庫支出金の内容でございます。

また、その下の都支出金でございますけれども、主なものといたしましては、例えば上から3段目、東京都公立学校施設冷房化支援特別事業補助金など、記載のような東京都からの教育費に対する補助金を計上しているところでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、こちらは都の委託金でございます。主なものをご紹介しますと、上から6段目、学校マネジメント強化モデル事業委託金、それから今回配置体制を強化した7段目のスクール・サポート・スタッフ配置事業委託金など、記載のとおりの内容が都から委託金として来る予定のものでございます。

まず、その下の市債につきましては、備考欄をご覧いただきたいと思いますが、小学校の便所改修事業債、また小学校空調設備整備事業債等についてを計上しております。

最下段には、その他の歳入として、諸収入に学校給食費、その他に施設使用料等を計上するものでございます。

次に、報告資料2-2でございます。こちらにつきましては当初予算歳出についての資料でございます。

こちらの構成でございますが、表の左側上段に教育費予算全体の令和3年度と2年度の比較および増減額を記載しております。また表の右側には歳出として主な施策・事業欄に、主な事業を記載しておるところでございます。

最初に、表の一番左側上段の令和3年度の教育費予算であります。全体で59億9,043万8,000円で、令和2年度と比較いたしますと、3億2,765万3,000円の増額となります。

主な増額の要因でございますけれども、増額、減額いろいろあるんですけれども、増額の主な項目ですと、7段目にございます新学校給食センター建設経費、新しい学校給食センターの整備事業支援業務委託のための予算2,444万円が増額となっております。11段目の小学校費の学校施設整備経費の便所改修工事、特別教室等空調設備工事、屋上防水および外壁改修工事等にかかる経費が、対前年度比で5億4,181万1,000円の増額となっております。老朽化する学校施設のための経費が、このたび増額が認められたところでございます。

また、14段目および次ページの2段目、それぞれ小学校費、中学校費とあるんですが、教育情報システム経費においてGIGAスクール構想にもとづくパソコン端末導入のためのICT支援員配置のための予算が、小学校費と中学校費合わせて3,496万6,000円の増額となっております。

それでは、表の右側の「主な施策・事業」欄をご覧くださいと思います。新規事業についてご説明を申し上げます。

1ページ目の2段目、学務課関係では、教科書関係経費において、中学校指導者用デジタル教科書の導入のための予算を計上しております。

次に、指導室関係でございますが、3段目の学校教育指導経費でございますが、新規事業としてGIGAスクール推進校事業のための予算を、さらに5段目、教育情報システム経費のところには学校用のインターネット回線使用料をそれぞれ計上しておるところでございます。

2ページに移っていただきますと、9段目には文化課関係でございますが、新規事業として旧吉野家住宅整備経費に旧吉野家住宅の屋根の葺き替え工事の2カ年事業の1年目として原材料費、工事用の茅材等1,520万1,000円を計上しておるところでございます。

以上、大変雑駁、駆け足でございますが、令和3年度教育費当初予算についてのご報告とさせていただきます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 新規の中学校指導者用デジタル教科書の導入とありますけれども、来年度から新学習指導要領にもとづいた中学校での教育が始まるわけですよね、新しい教科書で。従来どおりの紙の先生用の指導書などは、ここに入っているんですか。それとはまた別なんですか。

【学務課長（榎戸）】 今回購入いたしますのは、それとまた別のデジタル用の教材ということで購入を予定しております。

【教育長（岡田）】 もちろん、紙ベースの指導書も含まれていて、それに加えて追加となるということですね。そこをもう少し詳しくお願いします。

【学務課長（榎戸）】 今回は、理科と社会に関しまして、指導書と別にデジタル用の教科書教材の購入を予定しているものでございます。

【教育長（岡田）】 英語はなかったですか。

【学務課長（榎戸）】 英語につきましては、もともと指導書に同封されておりますので、指導書についているものを使う予定でおります。

【委員（大野）】 理科・社会はわかりますけど、ほかの教科はどうなんですか。デジタル教科書はほかもみんな入れるといいんじゃないんですか。

【学務課長（榎戸）】 ほかですが、国語と数学につきましては一度予算を計上したのですが、認めていただけませんでした。音楽、保健体育、技術家庭につきましては、英語と同じように指導書に同封されますので、こちらについてもついてくるものを使うというふうに予定してお

ります。中学校の教科については以上でございます。

【委員（稲葉）】 今年度、国語と数学はだめということだったんですけど、いずれは国語も数学もというところなんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 我々としまして必要だと考えておりますので、今後計画的に購入できればというふうに思っております。

【委員（大野）】 もう一点、新規で学校用インターネット回線使用料とありますね。私は学校のインターネットがどうなっているのか、どこからどう引いているのかよくわからないんですけど、これは従来のような、各学校で無線LANで使うためのインターネット回線使用料なんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 今現在のインターネットへのアクセスというものは、どの学校からも一旦本庁舎の方に入って、そこを通過ということになっております。今後、各学校でインターネット等を活用するということになりますと、やはり市長部局の業務自体にも支障をきたす可能性があるために、各学校ごとにそれぞれ開通させるという、そのためのものがございます。

【委員（稲葉）】 予算ではないんですが、各学校のインターネット回線のところで、それをきちっと管理する担当の先生方の養成は大丈夫なんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 いわゆるセキュリティの問題とかそういうことでしょうか。

【委員（稲葉）】 そうです、総合管理がやっぱり必要なのです。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それにつきましては、あらかじめ児童・生徒用の端末からどのような形でどの範囲までが検索できるかとか、そういったところのセキュリティにつきましては、今後問題がないようにしていくということで、それは全体できちんと管理をするというふうに聞いております。

【委員（大野）】 どなたが担当するんですか

【教育指導担当主幹（梶井）】 システムとしてそういうふうに、いわゆるフィルタリングをしっかりと行っていきます。

【委員（稲葉）】 そうじゃなくて、誰がそれをしっかりと見ているかということです、人間が。

【教育長（岡田）】 サーバチェックとか、そういうことですね。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それは情報の担当の契約しているところ、通信環境を整備するところで、そのような形でフィルタリングができていくというところの確認になると思います。

【委員（稲葉）】 そうすると、契約している側の方がきちっと管理していただき、先生方は別にその辺のところの管理はしないということですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 そもそもその学習者用の端末から外に出るときにフィルタリングがしっかりとかかっている、そこから外に出ることはまずないという前提にはなっております。

【教育長（岡田）】 逆に、学校でインターネットを通じて情報をもらうときにも、そういう対策というのはちゃんとかかっているという前提でいいんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 外からの情報につきましても、そのような形で、ウイルスとかそういったところも含めてだと思えるんですけども、アクセスができないようにということ。あくまでも学習者用の端末にはかなり制限がかけられるというふうに、こちらは進めていく予定でございます。

【委員（榎本）】 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金とありますが、実際今回オリンピックをやるかどうかわからないんですけど、どのようなことに使うのかということと、もし開かれた場合の各学校から行く費用というのは、まだ残っているのでしょうか。

【指導室長（手塚）】 まず、オリンピック・パラリンピックが来年度になったという形で、だんだん減額にはなっているんですけども、来年度も1校5万円の予算がついているという形になっています。一体これを何に使うかということですけども、今年は主にオリンピックやパラリンピックに出た選手を招聘して、校内においてさまざまな生き方を学ぶような教育を実際にやってきました。それについても引き続き同じような形でやっていくこととなりますが、しかし5万円という予算の中で限られているところですけども、そういう形で、いわゆるオリンピック・パラリンピックが終わったからこのオリンピック・パラリンピック教育が終わりではなくて、これをレガシーとして継続していけるように、子どもたちの心の中に継続していくような形でやっていくという形です。

今度はオリンピックに行く予算についてなんですけれども、引き続き最寄りの駅までのバス代については計上しているところです。その先、いわゆる青梅の駅から信濃町とか、あちらの方に向こうまでのことについては保護者負担という形を考えているところでございます。

【教育長（岡田）】 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私の方で補足をおきますけれども、今回令和3年度予算の中に、この後の協議事項に入っています青梅学の充実についてのものとして、青梅を学ぼう宿泊助成金という形で新たに944万円という予算が計上されておりますが、執行については今後慎重に対応していくということですので、新規事業として予算には計上してありますけれども、執行についてはよく検討した上での取り扱いということになっております。

当初予算についてはよろしいでしょうか。

3 令和3年度小規模特認校制度による入学・転学状況について（学務課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項3、令和3年度小規模特認校制度による入学・転学状況について、を説明いたします。

【学務課長（榎戸）】 それでは、報告資料3、令和3年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について、ご報告申し上げます。

令和3年度に向けた小規模特別認定校における児童・生徒の募集につきましては、昨年8月21日の教育委員会第6回定例会においてご説明申し上げたところでございます。その後、成木小学校および第七中学校それぞれにおいて説明会を開催いたしましたところ、成木小学校に

おきましては2回の説明会に合わせて23組、対象児童数で24名の参加、第七中学校におきましては1回の説明会に14組、対象生徒数で14名の参加と、予想していた以上に多くの方々に関心を持っていただくことができました。

それでは、各校の申込み状況やその後の経過、および令和3年度児童・生徒数見込みにつきましてご説明申し上げますので、お手元の報告資料3をご覧ください。

まず、1の青梅市立成木小学校でございます。(1) 令和3年度入学・転学に記載のとおり、アの申込者は全体で13名いらっしゃいました。その内訳は、括弧内のとおり、新1年生の入学希望者が10名、新2年生の転学希望者が2名、新3年生の転学希望者が1名でございます。その後、書類審査および親子面談を行いまして、イの決定者は全体で11名となりました。内訳につきましては、それぞれ括弧内のとおりでございます。なお、ウの辞退者にありますとおり、2名の辞退が発生しており、内訳は括弧内のとおりでございます。

この結果、成木小学校における令和3年度児童数見込みにつきましては、(2)のとおりで予定しております。こちらの表につきましては、学年別の児童数を上段に記載し、その内訳として中段に制度利用者として小規模特別認定校制度による入学あるいは転学者数を、下段に学区居住者として成木小学校の学区に居住されている児童数を記載したものでございます。

なお、学区居住者につきましては、小規模特別認定校制度による入学あるいは転学された後に学区内に転居された児童・生徒も含んでおります。

続きまして、2の青梅市立第七中学校でございます。こちらは新1年生の入学のみを募集対象としております。(1) 令和3年度入学に記載のとおり、アの申込者は7名いらっしゃいまして、成木小学校と同様に書類審査および親子面談を行い、イの決定者は7名となりました。なお、第七中学校では辞退者は発生しておりません。

この結果、第七中学校における令和3年度生徒数見込みにつきましては、(2)のとおりで予定しております。こちらの表につきましても、つくりは成木小学校と同様でございますが、一番下の指定校変更につきましては、小規模特別認定校制度を使って成木小学校に入学あるいは転学されて、そのまま第七中学校に進学した生徒の数をあらわしたものでございます。

なお、それぞれの用語につきましては、報告資料の下の方に※にて説明を入れましたので、ご参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 学区内からの申込みがそれなりの数があったなと思って、このデータを見ました。

ところで、成木小学校と第七中学校ではないんだけど、小曾木地区の第七小学校と第六中学校の子どもの数も心配されているところですけど、来年度の予定入学者は第七小学校と第六中学校についておわかりになりますか。

【学務課長（榎戸）】 第七小学校につきましては新1年生は男子1名、女子4名、合計5名、全校児童数は男子24名、女子33名、合計57名、第六中学校につきましては新1年生は男子7名、女子6名、合計13名、全校生徒数は男子23名、女子22名、合計45名を予定しております。

【教育長（岡田）】 徐々に少し減少傾向です。

【委員（大野）】 成木小学校の方がちょっと人数多いんですね。

【教育長（岡田）】 年度によって抜きつ抜かれつになっています。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

4 令和3年度青梅市立美術館特別展の観覧料について（美術担当）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項4、令和3年度青梅市立美術館特別展の観覧料について、を説明いたします。

【美術担当主幹（田島）】 それでは、令和3年度青梅市立美術館特別展の観覧料についてをご報告いたします。

来年度は、特別展を2本予定しております。毎年特別展は1本を行っていたんですけども、今年度春に予定しておりました「明治水彩の隠れた巨匠—五百城文哉作品展」が、コロナウイルスの関係で中止になりましたので、これをそのままそっくり春にスライドさせて実施することといたしました。この結果、令和3年度に関しては特別展が春と秋の2本というイレギュラーな形になります。

まず春の五百城文哉展ですが、4月10日から5月30日までの会期です。こちらは展示点数が多いので、会期を前期と後期に分けて、大体80%ぐらいの作品を入れ替えるということになります。休館日は月曜日ですけれども、ゴールデンウィークに重なる5月3日は開館し、5月6日を休館といたします。

観覧料は、大人700円、小・中学生300円で、20名以上の団体は500円、200円。障害者、高齢者および青梅市内の小・中学生に対する割引は現行どおりといたします。

なお、後期展に関しましては、前期を有料でご覧になった方に関して、半券をご持参いただきましたらば300円でご覧いただけるような特別措置を考えております。

次に、秋の特別展ですが、来年3月に、青梅信用金庫が創立100周年を迎えるということで、所蔵する美術品を展示する展覧会をぜひ美術館で開催したいというお申し入れが青梅信用金庫の方からございまして、受諾した次第です。

会期は、周年記念としては3月ですけれども、来年度1年間を通して青梅信用金庫では100周年のイベントを組んでいるという事情がありました。また、やはり多くの方にご来館いただける季節のいいときということで、秋の開催を考えておまして、会期は9月18日から11月7日まで44日間となっております。

こちらの観覧料に関しましては、話し合いの機会を持ちましたが、青梅信用金庫の方で検討

しております。なお、特別展に関しましては、上限1,000円までの自由設定となっておりますので、1,000円を上限とした範囲の中で、展覧会の内容や経費等を勘案して検討していく、そのように考えております。

以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 青梅信用金庫の所蔵の美術、絵画、とってもいいものがたくさんあるんですね。それはなかなか私たちの目に触れられません。青梅信用金庫の本店の最上階に行きますと幾つか飾ってあるんですけども、話に聞きますと吉野の方に収蔵庫があるそうで、たくさんあるんだそうです。とってもいいことだと思います。ありがたいですね。以上です。

【教育長（岡田）】 100周年ということで名品を一堂に展示できるということです。過去にもやっているの、過去にやったことでわかっていることがあったら報告していただけますか。

【美術担当主幹（田島）】 10年前の青梅市市制60周年記念のときが、やはり青梅信用金庫90周年ということで、3月に20日間の会期で開催したことがありました。青梅信用金庫はたくさん作品をお持ちになっていらっしゃるんですけども、一応お話をいただいたときに、それでは10年前と違うラインアップでいきましょうということで提案したんですけども、やはり100周年なので優品を、トップオブトップを出したいというご意向がありました。結局のところ10年前と約6割が同じ作品になっております。それでやりたいということで、それをテーマに分けて、大体今5つぐらいのグルーピングにして展示構成を考えている次第です。

【教育長（岡田）】 いずれも著名な作家さんの作品ですので、ぜひご覧いただければと思います。

ほかにございますか。

【委員（百合）】 この観覧料なんですけれども、宮本十久一展の方には「青梅市吉川英治記念館との共通観覧券です」と書いてあるんですけど、こういうのはまた行われるんですか。

【美術担当主幹（田島）】 特別展は、観覧料の記載は吉川英治記念館とはございません。特別設定なので。宮本十久一展は館蔵品を主体にした企画展です。吉川英治記念館との共通観覧券はあくまでもそういう企画展で、特別展は除外という形で考えております。

【教育長（岡田）】 ほかによろしいですか。

5 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 第2回青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）

イ 第2回青梅市美術館運営委員会会議録（文化課）

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について(社会教育課・文化課)

(3) 事業等の実施結果について

ア 生涯学習事業実施結果について (社会教育課)

【教育長(岡田)】 次に、教育長報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【委員(稲葉)】 社会教育課の第2回の家庭教育講演会で、オンライン配信の「親から伝えたい生命のこと、性のこと」の内容、とてもよかったです。他市からも参加して、うちの市でもこういうものを配信したいという声があがっています。もう少したくさんの方に宣伝をして、参加していただけたらいいなと思っています。

第3回のスクラッチのところも、できたら各小学校に、各家庭へPRのチラシなどを配布していただけるといいなと思います。その場に行ってというのはなかなか難しいですけど、オンラインだとスマホからも入れますので。その辺のところ、各戸配で、家庭数で配布できるというなと思っているんですけど、社会教育課いかがでしょうか。

【社会教育課長(和田)】 第3回のスクラッチのプログラムの周知につきまして、現在学校の方にこのチラシを送付しまして、各家庭にいくようになっております。

【委員(稲葉)】 そうですか、ありがとうございます。

【教育長(岡田)】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で教育長報告事項は終わりといたします。

【教育長(岡田)】 それでは、1時間たちましたので、暫時休憩いたします。

[休 憩]

【教育長(岡田)】 再開いたします。

日程第4 協議事項

1 令和3年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について(教育総務課)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和3年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について、を説明いたします。

【教育総務課長(芥川)】 それでは、協議資料1をご覧ください。令和3年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針についてご説明を申し上げます。

毎年教育委員会におきましては、この時期に、次年度の青梅市教育委員会の教育目標および基本方針を定めさせていただきまして、その後、この教育方針をもとに教育委員会の教育施策を3月の教育委員会において協議していただき、4月に青梅市教育委員会の教育施策の概要と

して冊子にまとめ、それをもとに教育施策を実施するという形をとっております。

初めに、青梅市教育委員会の教育目標ですが、平成13年12月の教育委員会におきまして決定し、平成17年に改訂を行っております。令和3年度におきましても引き続きお示ししました内容を教育目標にしたいと考えております。

続きまして、令和3年度青梅市教育委員会基本方針（案）につきましてもご説明させていただきます。

まず、この基本方針につきましては、事前に改訂（案）をご確認いただきまして、各委員からいただいたご意見を可能な限り反映させていただいた中で、今回お示しさせていただいております。

それでは、令和2年度からの変更箇所を中心にご説明させていただきます。A4横判の新旧対照表をご覧くださいと思います。

現行（令和2年度）が右側、改正後（令和3年度）が左側という形になっております。表中の変更点であります。赤字・下線・網かけの部分が修正をした箇所でございます。なお、細かな文言の修正等は説明を省略させていただきます。

まず、2ページの下段になります。基本方針1に新型コロナウイルス感染症にかかる教育委員会としての方針として、「6 新型コロナウイルス感染症への対応」という項目を新たに追加するものでございます。内容は記載のとおりであります。

次に、3ページ下段の「2 個を伸ばす指導の充実」につきましては、一人一台端末の整備が完了することから、「ICT機器等の活用」に「一人一台端末を含めた」を加え、文章全体を整理するものであります。

次に、4ページの下段になります。「5 オリンピック・パラリンピック教育の推進」につきましては、文中の障害者理解やボランティア活動などを記載のとおり具体的な表現に変更するものであります。

次に、同じく4ページ下段から5ページ上段にかけて、「6 情報教育の推進」ですが、こちらも一人一台端末を活用する文言を加え、文章全体を整理するものであります。

次が、5ページ中段から6ページ上段です。「8 特別支援教育の充実」および「9 教育相談体制の充実」であります。これまで「9 教育相談体制の充実」にあります最後の行、「特別支援教育の充実に向けて、学校と就学相談室との連携を図り、相談から支援までが一体となったシステムの構築を目指す」という文言を、若干表現を変えて、「8 特別支援教育の充実」の方に移す形となります。

次に、6ページの上段、「10 小・中学校一貫教育の推進」につきましては、小・中一貫教育を推進するものに「特別支援教育」の文言を追加するものであります。

次に、同じく6ページ中段の「11 幼児期の教育と小学校教育の接続」では、「学校と園との連携」という文言を追加するものであります。

次が少し飛びまして、9ページ下段になります。「3 文化施設の環境整備」では、吉川英治

記念館に関する内容について、オープンから2年目ということで、さらに発展させた内容にするものであります。

次が、10ページ中段になります。「2 社会に開かれた学校づくりの推進」では、令和3年度からコミュニティ・スクールの導入を進めることから、その内容を盛り込むほか、若干文章の整理をしております。

次が、11ページ上段、「5 学校給食の充実」では、公会計となった学校給食費の徴収・管理について、記載のとおり表現を変更しております。

次に、12ページ上段、「9 学校の働き方改革」については、教員一人一人の心身の健康保持について、心理士や医師を活用する内容を追加しております。

同じく12ページ中段、「10 学校教育施設の環境整備」については、本年度「青梅市学校施設個別計画」を策定しましたので、それにもとづいた内容を充実して実施していく文言に変更しております。

最後、12ページ下段から13ページ上段、「12 市長部局との連携」につきましては、総合教育会議に関する内容を追加するものでございます。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、令和3年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について、は承認されました。

2 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について（教育総務課）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議資料2をご覧ください。青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、1の改正の理由ですが、社会教育課所管の再利用図書展示が事業開始から20年以上経過し、定例的な事業として定着したことから、実施にかかる決定権者を見直そうとするものであります。

次に、2の改正の内容ですが、これまで再利用図書展示会の実施にかかる決定権者が教育長でありましたが、これを課長に改めようとするものであります。

資料3枚目のA4横判の新旧対照表をご覧ください。

青梅市教育委員会事案決定規程の別表第2、10の図書に関する事項の14に「再利用図書展示会を実施すること」という項目がございます。この決定権者がこれまでは、右側にありますように「教育長」でありましたが、これを左側にありますように「課長」に改正しようとするものであります。

最後に、施行期日は令和3年4月1日とするものであります。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（稲葉）】 よくわかりません。展示会を実施するということがどういう内容なのか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

【社会教育課長（和田）】 現在、中央図書館または分館に図書を配置しております。その図書において、汚れが目立っている本について、除斥をして新たに購入をしていくということを現在行っております。そういった汚れた本の中にはまだ使えそうなものがございます。そういったものを有効利用していこうということで、再利用図書の展示会を行っております。市役所2階の会議室で展示をしまして、保育園の先生や学校の司書教諭の方とか来ていただいて、使えそうなものを持っていただくとような展示会になっております。

【委員（稲葉）】 一般の人向けではないんですね。

【社会教育課長（和田）】 そうです、一般向けではございません。

【教育長（岡田）】 定期的に行われているということで、毎年、その時期になると各学校でもそろそろあるかなということで。今年はまたコロナの関係もあって、場合によれば、希望すればバックにして送ったこともあったんですが、今年は実績としてどうだったんですか。

【社会教育課長（和田）】 今年の実績ですが、昨年度は24団体ありましたが、今年はコロナの影響でちょっと少なくなっておりまして、13団体ということになっております。密にならないように、30分ごと6回に分けて来ていただいて対応しているような状況でございます。

【教育長（岡田）】 よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、は承認されました。

4 青梅市学校運営協議会規則の制定について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市学校運営協議会規則の制定について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、協議資料4をご覧ください。青梅市学校運営協議会規則の制定についてでございます。

制定の理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の設置および運営について、必要な事項を定めるため、本規則を制定しようとするものであります。

続きまして、制定の内容でございますが、3枚目からは学校運営協議会規則としまして記載させていただいております。そちらの方もあわせてご確認いただければと思います。

まず初めに、設置（第2条関係）です。委員会は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1つの協議会を置くことができる。

こちらにつきましては、先日もご説明させていただきましたが、中学校区を基盤としてというところもございますので、学校によってはその中学校区に1つの協議会が置かれる場合もあるということでございます。

2としまして、委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその学校運営および当該運営への必要な支援に関して協議対象とする学校を明示し、当該対象学校に通知するものとする。

続きまして、学校運営に関する基本的な方針の承認（第3条関係）です。対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。（1）から（5）まででございます。教育課程の編成に関すること。学校経営計画に関すること。組織編成に関すること。学校予算の編成および執行に関すること。施設および設備の管理および整備に関すること、でございます。

2としまして、対象学校の校長は、前号において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

続きまして、学校運営等に関する意見の申し出（第4条関係）です。協議会は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に掲げる者に対し、意見の申し出を行うことができる。ただし、委員会に対し意見の申し出を行うときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（1）としまして、対象学校の運営にかかる事項。こちらは、委員会または対象学校の校長。

（2）としまして、対象学校の職員の任用に関する事項。こちらは、学校運営の基本的な方針および対象学校の教育上の課題を踏まえたものに限り、特定の職員の任用に関する事項ならびに分限および懲戒に関する事項は除くとしております。当該任用される職員の任命権者となります。

2としまして、前項第2号の規定により、対象学校の職員の任用に関する意見を受けたときは、当該任用される職員の任命権者は、当該意見を尊重して任用を行うものとする。

続きまして、学校運営に関する評価（第5条関係）です。協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

続きまして、地域住民等への情報提供（第6条関係）です。協議会は、第4条に規定する基

本的な方針にもとづく対象学校の運営および当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童および生徒の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校と地域住民等との連携および協力の推進に資するため、対象学校の運営および当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、地域住民等に対し、積極的に提供するよう努めるものとする。

こちらは長く書かれておりますけれども、このコミュニティ・スクールは地域との連携ということが大きくありますので、必ず方針と、そしてその協議結果でありますとか、その情報については十分周知していくというものでございます。

続きまして、委員の任命（第7条関係）です。協議会の委員は10名以内とし、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。（1）対象学校の所在する地域の住民、（2）対象学校に在籍する児童等の保護者、（3）対象学校の運営に資する活動を行う者、（4）その他委員会が適当と認める者。

2としまして、対象学校の校長は、前項の委員の任命について、委員会に意見を申し出ることができる。

続きまして、守秘義務（第8条関係）、任期（第9条関係）につきましては、記載のとおりでございます。任期につきましては、委員の任期を1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものではありません。

続きまして、会長および副会長（第10条関係）です。協議会には会長および副会長を置く。以下、第4まで記載のとおりでございます。

続きまして、会議（第11条関係）、会議の公開（第12条関係）につきましては、記載のとおりでございます。会議につきましては、原則公開となっております。

続きまして、適正な運営の確保（第13条関係）です。委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導および助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2としまして、委員会および対象学校の校長は、協議会が適正な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

続きまして、委員の解任（第14条関係）でございますが、記載のとおりでございます。

委任（第15条関係）につきましても記載のとおりでございます。

この規則の施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 地教行法第47条の5第1項ということにもとづいて、たぶんこれを青梅市に合うようにおつくりになったのかと思うんです。地教行法のそこには書いてないかもしれな

いけど、「事務局は対象学校に置く」など、事務局に関して1項目入れるともっとわかりやすいんじゃないかなと思ったんですけど、いかがですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 こちらの規則につきましては、国ですとか、他のすでにコミュニティ・スクールを導入しているところの規則等を参考に作成したものでございます。事務局というところにつきましては、今後、導入検討委員会もございますので、そのあたりでも少し協議できるかなと思いますけれども。

【委員（大野）】 つまり、この青梅市学校運営協議会規則に事務局に関することは入れなくても、後ほど検討委員会を設けるので、そちらの方でもうちょっと細かい運営規則みたいなもので決めていけばいいというふうに考えておられるということですね。

【教育指導担当主幹（梶井）】 こちらの事務局のことにつきましては、導入検討委員会の方でまた別途協議をさせていただいて、規則に入れるのではなく、どういう形で位置づけるかということを検討させていただくというふうに考えております。

【教育長（岡田）】 三鷹市とか、かなりコミュニティ・スクール先行している自治体が多いと思うんですけど、他市ではこの規則の中に事務局の規定が書き込まれているというふうな情報とか事例を調査してありますか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 事務局に関しましては、こちらの方では確認はしておりません。

【教育長（岡田）】 施行期日は4月1日なので、今度また3月にも教育委員会があるので、それを確認して報告してもらって、よい表現があれば加えるし、そうでなければこのままという形で、もう一度よく検討してもらえますか。

【指導室長（手塚）】 貴重なご意見ありがとうございます。明日、コミュニティ・スクールの検討委員会第1回目が行われます。座長は私ということもありますので、今いただいた意見をもとに、そのようなものを規則の中に取り入れた方がいいのかも含めて議論させていただいて、3月の教育委員会でまたご報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員（大野）】 はい。

【教育長（岡田）】 ほかの委員の方々もよろしいでしょうか。

それでは、この件については次回、再度協議したいと思います。

【委員（大野）】 あと2点あります。同じような部類の話なんですけど、これを読んでいて、秘密の厳守とかありますよね。やめた後も守らなければいけないのは、地方公務員と同じです。これは一体何に該当するんだろうと、自分でも調べてみたんですけども、たぶん地公法第3条3項第2号の特別職の地方公務員ということに当たるんだろうと思うんです。これを読んだ人が、こういうわけだから秘密の厳守ですよみたいなことがすぐわかるように、この規則なのか、もうちょっと細かいところかわかりませんが、これも一つ入れたいというふうな感じじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 おっしゃるとおり、地方公務員非常勤職員の特別職ということになりますので、そのあたりもきちんと説明できるような形で進めてまいりたいと思います。

【委員（大野）】 どこかに入れてもらおうと、読んだ人がすぐわかるというか、調べなくてもいいですから。

それからもう一点ですが、今度の地教行法の改正で、1つの学校に1つじゃなくて、中学校区でもいいですよというふうになったわけですよ。ここには、「校長は意見を申し出ることができる」というような文面が幾つかございます。中学校区だと、例えば1つの中学校区に2つの小学校とか、校長先生が3人いたりするわけです。そういうときの校長って一体誰なんだろうと思いますので、こういう場合はこの校長はどれに該当するとか、検討委員会でも結構ですからよく整理していただいて、どこかで明文化してもらおうと後で混乱がないんじゃないかなと思います。

【教育指導担当主幹（梶井）】 今いただいたご意見もあわせまして、検討委員会の方でも協議してまいりたいと思います。

【教育長（岡田）】 中には、小中一貫で校長先生1人、副校長先生3人のところもありますが、それは一本化されていますけどね。そうでない場合、小学校の校長先生もおりますので、別表で整理するとか、当該校長どうのとか、そういう規定もきちっと書き込んだ方がいいのか、あるいは別にガイドラインをつくるか、いろいろ含めて検討をお願いしたいと思います。

それでは、協議事項4については次回に再度協議することとしたいと思います。

5 青梅学の充実について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項5を議題といたします。青梅学の充実について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 現在、御岳の部分につきましては保留ということもありましたので、改めて提案させていただきたいと思います。

そもそも御岳の宿泊については、指導室が主催の「青梅学」の一環という形でとらえておりました。そこでさらに大きく捉えまして、「青梅学」の充実という形で進めてまいりたいというふうに改めて提案をさせていただきたいと思います。

まず、1の設定の理由でございます。本市は、都内でも有数の豊かな自然に溢れ、伝統や文化が深く根付いている特色ある地域である。このようなことにつきましては、先ほどの青梅の教育目標と合致するところがございます。青梅は、豊かな自然が地域に溢れるという特色をもっともっと教育活動の中に活かしていきたいと思っております。市内児童・生徒がその良さを誇りとし、自分自身の生き方の一つにすることは、豊かな人生に結びつくと考えられると思っております。

本市の特色については、一部の教科（社会科）の中で指導されているものの、限定されたものであり、十分に行われていない実態がございまして。また、本市の児童・生徒の実態として、他地区の児童・生徒より、自己肯定感や学習への意欲が低く、自信をもたせることが課題の一つにもなっているというところです。

こちらは、先ほど大野委員からもお話がありましたけれども、自己肯定感、学習意欲、私たちの方では、児童・生徒の学力向上を図るための調査（都の調査）にもとづいて見たところでも、やはりどうしても自分自身に自信がないとか、学習意欲が非常に低いというようなことが全教科であらわれているという実態がございます。

このようなことから、市内各学校においては、今まで以上に青梅市について深く学ぶ「青梅学」を一層充実し、自分の住むまちに誇りをもたせるとともに、その学習を通じて、これらの課題の克服にもつなげたいと思っております。

については、「青梅学」の充実を支援するプログラム例、つまり我々の方でこういうようなものを一つの事例として作り上げて、まずは小学校に提示し、これらのプログラム例を活用するとともに、アイデアを加えて、新年度の教育課程の編成をしていただきたいというものでございます。

2番目としまして、プログラム例の活用の実施学年は、前回の宿泊につきましては小学校5年生と特定をしておりますけれども、今回につきましては小学校3年生から小学校6年生までという形で、各学校が活動しやすいようにしてまいりたいと思っております。

実施時期につきましては、各学校が実施可能な時期というふうにしております。

では、実際にどのようなプログラム例を紹介するのかと申しますと、大きく4つあるかと思っております。(1) 小学校3年生の社会科等における地域学習。(2) 総合的な学習の時間における各校の「青梅学」の取り組みの一層の充実を図るもの。(3) 御岳山宿坊に宿泊または日帰りする体験学習、こちらは「等」という形にしてまいりたいと思っております。(4) その他、学校が考える取り組みについて教育委員会が認めた活動というふうにとらえております。

実施にあたっての注意点ですけれども、特に(1)については、小学校3年生は地域の活動がございますので、その地域学習以外のところで、例えば青梅の山間部に行くみたいな学習も含めてまいりたいと思っております。

裏面になります。(3)の宿泊につきましては、指導室の方でさらに実施の説明会等を考えております。

(4)につきましては、各校が個別に指導主事と連絡を図り、相談をしていくという形になっております。

2つのプログラムを実施することは、予算の関係上、原則としてできないというふうに考えております。

6の予算につきましては、(3)の宿泊になりますけれども、宿坊への宿泊については、宿泊費を含め上限1万円を支給するものとします。その他については、飲食代を抜いた実費分を支給するという形です。

今後の方向性につきましては、本日ご承認をいただければ、本事業に関する通知を各学校に発出してまいります。3月上旬になりますけれども、宿泊を予定している学校の実態を把握し、3月下旬に各校の本事業の活用状況の把握をしてまいります。4月から本事業の運用開始

という形になっております。

次の資料になりますけれども、「青梅学」の充実という形で通知をつけてあります。1枚めくっていただきまして、こちらにはかなり詳細に書いてございます。6の申込みの提出期日でございますけれども、御岳山の宿坊に宿泊する体験学習につきましては、令和3年3月5日（金）としております。ただし、校内で調整に時間がかかる学校については、個別に指導主事までご連絡をくださいという形にし、また早めに日程がわかる場合については、宿との調整に入りますので、提出期日前のご提出にご協力くださいという形にしました。

また、その他のプログラムを活用する場合については令和3年3月19日（金）、プログラムを活用しない場合についても同じく3月19日（金）としております。こちらは、各学校がプログラムを活用するかしらないか、実態把握をするために回答票を提出していただくものと考えております。

このような形で、「青梅学」を推進するにあたって、御岳の宿坊のみならず幅広く、青梅の子どもたちが自分たちのまちに誇りをもてるような学習計画ができるよう学校が考える取り組みを支援してまいりたいと思っております。

こちらの内容についてご承認いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 前回の教育委員会の議論を受けて、このような形で再提案していただいて、大変ありがたいと思います。前にも申し上げましたけれども、教育課程編成の権限は校長にあるわけですが、と同時に教育委員会の教育に関する権限というものもまた地教行法で定められているわけですから、市の教育委員会が学校にリーダーシップを持って働きかけるということは当然のことで、またそのための環境整備を行うことも当然のことだろうと思います。

で、青梅のよさは何かな、教育委員会のよさは何かなと私自身考えると、これまでの教育長の先生たちの柔軟な考えなどもありまして、それぞれの学校の校長先生の、とにかく創意ある学校をつくっていくということを支援する形で柔軟に進められてきたところじゃないかと思うんですね。そういう意味で今回の提案は、それぞれの学校が青梅を愛する子どもを育てるためにどういう教育をしていくかということをもう一度投げかけて、考えていただいて、それぞれの学校の創意工夫の中で、この予算の中で市が応援していくということになるわけです。大変いい提案だなと、自分では感じています。

一点ちょっと質問があるんですけども、意見になるんでしょうか。2ページ目、「2つのプログラムを実施することは原則できない」というくだりは、私は読んだ瞬間よくわからなかったんです。予算面ということが今の室長のお話にあります。まだよくわかり切れていないところで、私なりに断定してかような話になって申しわけないけれども。

青梅を愛する子どもたちを育てていくのに、ある学年だけで行えるわけではなくて、3年生

で自分の住んでいる地域・青梅をよく学んで、4年生ではさらに裾野を広げ、5年生では例えば御岳に行ってもらおうとか、6年生ではさらに広い関東地方を知っていくというような、そういうスパイラルに広がっていく教育をしていくには、例えばある学校が実施プログラム例の(1)もやりたい、(2)もやりたい、(3)もやりたいとなって当然だと思うんですよね。ですから、この「2つのプログラムを実施することは原則できない」というのは、予算面でいくなれば、それはそれなりに配慮していくことであって、ここに書かないで、むしろ大いにいろいろなプログラムで無理のないように学校で組んでください、子どもが発展的に学んでいけるようなプログラムを組んでくださいと、そういうようなことでいいのかなと思うんです。

ここの意味の読み取りを私が勘違いして、余計なことを言っているのかもしれないけれども。
【教育長（岡田）】 改めて、「2つのプログラムを実施することは原則できない」の説明の補足をお願いいたします。

【指導室長（手塚）】 大野委員のおっしゃるとおりでして、今回ここに書いてあるプログラムを参考に、3年生から6年生までの総合的な学習の時間で、今回のこれをきっかけに青梅学をどのような形で位置づけていくのか、社会科と関連させながら、どの学年でどういうことをやっていくのが、それぞれの学校でカリキュラムとして適切なのかということを考えていただきたいと思っているところです。

その際に、例えばの話なんですけれども、予算面の関係になってしまうんですが、3年生で御岳に行くという学習を組んだ学校は、さらに同じく5年生が宿坊に泊まりたいとなったときに、予算の方がなかなか厳しいというところがあります。こちらについては、誤解を招くようであれば、今大野委員がおっしゃっているとおりで、我々の意図する、さまざまな活動をどういう形で散りばめていけばいいのかということが伝わるような形で、各学校に通知を発出する際に留意をしまいたいというふうに思っています。ありがとうございます。

【教育長（岡田）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（榎本）】 青梅学を学ぶということなんですけれど、宿泊場所に関しては、御岳に限らず青梅の中では認められるということでしょうか。

もう一つ、これは今年だけ、今回だけの取り組みなのでしょうか。

【指導室長（手塚）】 当初は御岳というイメージを持っていましたけれども、市内であれば、青梅を学ぶ施設というのはまだほかにもございますので、幅広くそちらの方も考えていく必要性はあるだろうと思っています。各学校がそういうような提案をしてきた場合については、前向きに検討してまいりたいと思っています。

また、今回このような形で、各学校が取り組んだ成果をきちんとまとめていかなければ、来年度以降、予算がなかなかついてこないということもあると思います。いかに青梅の子どもたちが今回のこの学習を通して身についたか、また各学校がプログラムをしていったことが大きな成果があり、子どもたちにとってどんな学びがあったのかということを中心に検証し、来年度以降につなげ、さらに拡充できるようにしてまいりたいと思っております。

【委員（稲葉）】 内容としてはとてもいいんですけど、申込みの提出の締切りが3月5日になっているんですが、先生方がこれを準備する時間としては十分あるのかどうか。それから、働き方改革の中で先生方の負担というものをきちっと考えられてこの期間なのかというのが、ちょっと心配なんです。

【指導室長（手塚）】 いわゆる提出期日について、当初考えていたよりもさらに1週間程度おそくし、一番最後のプログラムについては今から約1カ月前後もつようにいたしました。宿泊をする場合につきましては、宿との調整があって、我々としては貸切りをしたいというような意図もありまして、少し早めにとという形です。ただし、こちらに書いてあるとおり、もう少し時間がかかるようであれば、それについては指導主事の方に連絡をいただいて、例えば3月下旬になったとしても、学校の意向を踏まえながら、予約がどこになるかはちょっとわかりませんが、1校1校丁寧に配慮してまいりたいというふうに思っているところです。

【委員（百合）】 今年度はこのプログラムというか、体験学習をしたりしなかったりという申込書になっているんですけども、した学校というのは、何をしましたという報告をして、それは各学校に情報が流れるようにはなっているんですか。

【指導室長（手塚）】 これは共通理解を図っていく必要があると思っています。ですから、各学校がどんな取り組みをして、そしてどういう形でやってきたのかということを一覧にまとめて、東小学校は除きますけれども市内16校の先生方が見られるようにして、それをもとにさらに令和4年度の教育課程につなげられるように、私たちとしては進めていく必要があると感じております。

【委員（大野）】 関連した意見です。1年目の人の初任者研修で、宿泊研修というのはまだやっているんですか。

【指導室長（手塚）】 これもどんどんなくなっておりまして、ほかの自治体ではやっていないんですけども、青梅はこの御岳で、一泊だけですけども、やろうと思っています。

【委員（大野）】 いや、私、同じことを言おうとしたんです。もし予算がとれているならば、よその八王子のセミナーハウスとか使わないで、宿坊を使って一泊でもいいからしていただけたらいいと言おうとしましたら、室長が先に言いました。青梅が大好きな子どもたちを育てるには、やはり青梅の代表的な御岳山の宿坊に新任の先生が泊まって、朝の爽やかな空気を吸ったり、みんなで一緒に車座になって勉強したり、そういう体験ってとっても大切だと思うんです。そしたら子どもにも伝えられるし。ぜひ進めていただけたらありがたいと思います。

【教育長（岡田）】 今のは別の関係ですけども、一応参考にとということで。

ほかにご意見、ご質問はいかがでしょうか。

私も、率直に言って、今年の6年生が本来の目的地である日光方面や富士五湖方面の移動教室が、新型コロナウイルスの関係で5月、6月はできませんでしたが、年度の途中で8月に、じゃ御岳山はどうだということで急遽各学校の先生方に実地踏査に行ってください、2学期に実施したんです。その中で、私のところに届く声というのは、いいことばかりが届いていた

のかなということで、逆にデメリットあるいは先生方の過重な負担について思いが至らなかったなというのは、すごく反省をしております。

そうした中で、前回ありましたとおり、すぐ新年度という形で全校が足並みを揃えることはよしとはしないんですけれども、2年、3年かけて、できる学校には貴重な体験になりますし、また5年生で一泊のプログラムをすることによって、その後6年生で二泊の移動教室に向けてもステップを踏めるということは、長い目で見れば有効ではないかなという点と、もう一つ別のところで、以前から稲葉委員からもあるとおり、成木小学校のすぐ先に、地元の「あまがさすの共有林」というのがあるんですが、これが今なかなか手が入らない中で、児童・生徒がそこにある間伐材を持ってきて、それをまた美術や図工の授業で活用したり、市内には御岳山に限らずいろいろなところに、日頃の日常的な生活とは違う非日常のすばらしい自然がありますので、そういったものを体験することもプログラムに加えていけるんじゃないかなと思います。その辺は、各学校からアイデアを出していただいて、いろいろなメニューをこれから考えて、そういうものも含めてやっていったらいいかなと、個人的に思っています。

その点について、皆さんさらにご意見等ございますか。どういう形に発展させたらいいんじゃないかという、結論でなくても希望でも可能性でもいいんですけど、何かあれば、この際お話しいただければと思うんです。

【委員（稲葉）】 やっぱり現場を担当するのは先生方なので、先生方の意見をいっぱい話し合っ取り入れるようにしないと、なかなか継続的ないいものというのは成り立っていかないとと思うので、やっぱり先生方と校長先生というところで、この青梅学をどう進めていくか。この間、大野委員さんがおっしゃったように、少し時間をかけてゆっくりと、慌てないで積み上げていくとすばらしいものになるし、それがまた子どもたちが成長して青梅市にとどまるようなきっかけになると思うんです。そこは焦らないで、慌てないで、じっくりと取り組んで、先生方との共通認識をしっかりと、働き方改革のところもしっかり先生方と話し合っ、お互いに楽しい感じで実行できればいいかなと思っています。これは私の意見です。

【委員（榎本）】 青梅学を生徒に学ばせるには、先生方もやっぱり青梅のことについて知ってないといけないと思うので、先ほど大野先生がおっしゃった、御岳山に泊まるというのはとてもいいことなのではないかなというふうに思います。ほかの場所だと、青梅だとキャンプ場ぐらいしか浮かんでこないの、ほかはないのかなという気はするんですが。先ほどの、先生方がまず学ぶというのは必要かと思います。

【教育長（岡田）】 ほかにいかがでしょうか。

そうしますと、今までの皆さんのお話からしますと、方向性はよしとしても、この進め方の中で期限を付して回答するところは早すぎるのではないかとこのころはあります。一つの期限を区切らなくても、例えば令和3年度に入ってからでも、現場の先生方からの意見を酌んだ上で、プログラムをさらに充実させた上で、メニューを揃えて希望をとるといような形も考えられるんですが、室長、どういたしましょうか。

【指導室長（手塚）】 今、貴重なご意見をいただきましたので、各学校は年度内、また年度を超えたところで対応できるような形にはしてまいりたいと思います。私たちとしては、各学校が宿泊を仮に希望した際に、やはり貸切りにしてあげたいという気持ちがあります。御岳の場合は、例えば週末、小学校については宿を4つぐらいとらないといけないという事情がありまして、そのような場合については近くがいいだろうなと思いますので、少し早めという形にしているんですけども、例えば小さい学校であればその辺の融通はきくところがあると思います。一応こちらのア、イ、ウ、エのところも用意して、各学校の実態で十分協議した上で提出していただいて、対応できるものは対応していけるように、今年は柔軟な形でやっていけるようにしてまいりたいと思っております。

【委員（大野）】 前回稲葉委員から、こういう場合は心配じゃないのということでのご意見がありましたけど、コロナがまだ続いて、6年生が日光とかに行けないので御岳でということになった場合は、5年生、6年生じゃ難しいんじゃないですかというご意見だったかと思うんです。そこのあたりの見通しがわかりましたら、教えていただきたいと思っております。

【指導室長（手塚）】 あくまでも予約状況によるところがあるかというふうに思います。昨年度は秋以降に6年生が二泊三日という形でやったときは、なかなか調整に苦労したところがあったんですけども、御岳の宿坊のご協力もあって、それも一つの宿で20名という限られたところではありましたけれども、何とか調整することができました。

もし日光がだめだった場合、6年生が来年度の日光がだめで御岳になるという形であったときに、優先順位としては6年生を優先していくというのが大前提になります。なおかつ宿に余裕がある場合については、5年生を希望している学校も行けるようにしてまいりたいと思っておりますが、優先順位としてはやはり6年生が第一優先という形で、修学旅行または移動教室がなくならないように、我々としては努めてまいりたいというふうに思っております。

【教育長（岡田）】 まずは6年生の移動教室を、できる限り日光、富士五湖方面に行っていただいて、どうしてもコロナウイルスの関係が長引いていった場合にはまず6年生。5年生についてはもう少し様子を見させていただくようになるかもしれません。新型コロナウイルスの関係は見通しが立てられませんので、その辺は様子を見て慎重に進めていけばいいかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員（榎本）】 これは3年生から6年生までと幅を持たせていると思うんですけど、これがダブッたりすることはないというか、学校でまた次の年に学年をかえていくという形で考えているのでしょうか。

【指導室長（手塚）】 こちらに書いてあるのは、例えば青梅学を中心に勉強する教科というのは、社会科または総合的な学習の時間になるだろうと思います。この社会科・総合的な学習の時間は、小学校3年生から始まるということがありますので、3年生から6年生というふうに幅を持たせました。そして、来年度1年をかけて、いわゆる青梅学のカリキュラムを編成する

際に、3年生では市内、4年生ではこういうところ、5年生では御岳の宿泊というのを考えていただきたいなと思っておりますので、3から6というふうな幅をつくっていかうと思つたところでございます。

【教育長（岡田）】 3年生はまず身近な自分の学区域のことをいろいろやって、4年生になったら隣接区域、5年生になったら市内全体とか、その辺は広がりをもたせて、その上で2年後、3年後には集大成として市内の宿泊施設に泊まるような行事にしていくというのが、前回の皆さんの総意だったように思います。そういう膨らまし方にしていくのがいいんじゃないかなというイメージですよ。

【指導室長（手塚）】 まさしくそうで、今教育長からお話があったとおり、いきなり3年生が宿坊に行って泊まるという形ではなくて、青梅のことをまず知りましょうというところから社会科の学習で始めていって、例えば4年生では青梅縞をやるという体験学習をしてみる、そして5年生では例えば宿坊に行ってみる、または宿坊に日帰りで行ってみる、みたいな形にしてみる。で、6年生ではさらにそれを深く勉強してみるみたいな形で、長い時間をかけて青梅の子どもたちが勉強してきたことの中で誇りを持ってもらえるようにしてまいりたいなというふうに思っています。知らないよりも知る、そして知ることによって理解し、それを子どもたちの生きる力に変えていきたいという形で、長期間の中でカリキュラムを編成できるようにしてまいりたいというふうに思っているところです。

【委員（榎本）】 予算的には、各学校1年に1回という形になるんですか。

【指導室長（手塚）】 当初は、予算面では5年生の児童数に対して御岳の宿坊を考えておりましたから、1人1万円で5年生の児童数分だけの予算を確保しているところがあります。ですから、それにもとづいて考えると、5年生および行かない学校の分については日帰りとか、もしかしたら今年だったら2つカリキュラムを入れるような学校があっても、それはオーダーメイドで対応してまいりたいと思います。そして、今年の実績をもとに来年度の予算を考えていかなければいけないところもありますので、来年度の予算に向けては、各学校についてどうしますかというのをまた10月、11月でアンケートをとるなどして、予算の方を考えてまいりたいというふうに思っているところです。

【委員（百合）】 特別支援学級の子は、その学年にあわせて、例えば5年生が宿泊するときに5年生の特別支援学級の子も一緒に行けるという形なんですか。それとも、特別支援学級はまた別枠であるんですか。

【指導室長（手塚）】 特別支援学級の方からも、実は羽村の方に行っていた学校が行けなくなってしまったということもあって、これについてはこれから各学校と調整を図りながら検討してまいりたいという中の一つになっております。

【教育長（岡田）】 羽村というのは、羽村市の八ヶ岳のですね。

【指導室長（手塚）】 そうです。

【教育長（岡田）】 先週でしたか、第五小学校の吊るし雛をつくっていた記事が載っていたん

ですけれども、今年はコロナだから、自分たちが飾りには行けないけれども、つくって大人の方に飾ってもらったと。昨日たまたまネッツたまぐーセンターに行きましたら、そのロビーにも吊るし雛が飾ってありまして、コーディネーターの須崎さんにどうしたんですかと聞いたら、やはりつくったものだと。これ夜具地を使っているんですかと聞いたら、今年は夜具地じゃなくて、いろんな生地とか、昔のアップリケに使ったフェルトのものとか、すごくカラフルなものが吊るしてあって、季節感が出ているなと思いました。そんないろいろなこと、季節的なものだって、青梅の持っている伝統的なことでやるのも、一つの青梅学じゃないかなと感じたところでありました。

いろいろなことが考えられると思いますので、その辺はそれぞれまた学校の先生方からもいろいろなアイデアが出てくるんじゃないかなということで期待したいと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、少しまだ肉付けする部分もありますけれども、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、青梅学の充実について、は承認されました。

【教育長(岡田)】 次に、先ほど協議事項1および協議事項2が承認されたことに伴い、議案2件が追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に議案第25号 令和3年度青梅市教育委員会の基本方針について、および議案第26号 青梅市教育委員会事案決定規定の一部改正について、を追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認め、本日の日程に議案第25号および第26号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書(2)配付〕

日程第5 議案審議

議案第25号 令和3年度青梅市教育委員会の基本方針について

【教育長(岡田)】 それでは、議案審議を行います。

ただいま議題となりました議案第25号 令和3年度青梅市教育委員会の基本方針について、を説明いたします。

【教育総務課長(芥川)】 それでは、議案第25号 令和3年度青梅市教育委員会の基本方針についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料1にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜りました規程の整備につきましての議案でございます。

内容につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和3年度青梅市教育委員会の基本方針について、は原案どおり可決されました。

議案第26号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について

【教育長（岡田）】 次に、議案第26号を議題といたします。青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第26号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜った規程の整備につきましての議案でございます。

内容につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第26号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

再 日程第4 協議事項

3 青梅市立学校情報セキュリティポリシーの一部改訂について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項3、青梅市立学校情報セキュリティポリシーの一部改訂について、を議題といたします。

本件につきましては、学校のセキュリティ対策にかかる内容が盛り込まれておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、協議事項3を非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

【非公開】

【公開】

【教育長(岡田)】 ここから会議を公開といたします。

【教育長(岡田)】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。そのほか、何かありますか。

【教育指導担当主幹(梶井)】 前回定例会におきまして稲葉委員から、登校支援室の広報誌の配布先のご質問がありましたけれども、ご説明させていただきます。

今年度、登校支援室ができて、「虹」につきましては、支援室の様子ですとか、これからの不登校等への対応ということで、学校向けの広報誌となっております。ただ、来年度に向けましては、一部内容等も工夫して、保護者向けというのも検討しているところでございます。

【教育長(岡田)】 次に、美術担当主幹をお願いします。

【美術担当主幹(田島)】 前回定例会におきまして大野委員から、宮本十久一の作品が青梅市に入手された経緯ということでしたけれども、先ほども申し上げましたように、多摩地区ゆかりの画家ということで、ご遺族の方、当初は十久一の奥様からのご寄贈によって入手したという次第です。展示の中にも、西府であるとか、大沢村とか、八王子のいろいろな地名のついてる作品もございまして、桑畑とか、今から100年ぐらい前はこんな風景だったのかなとか、そういうところもあります。絵画作品としてだけではなくて、ある意味地域の歴史とか民俗の資料的にもなるのかなという感じを、今回展示して思った次第です。

以上です。

【教育長(岡田)】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長(芥川)】 それでは、お手元の資料にもとづきまして、今後の日程について説明させていただきます。

3月13日(土) 青梅市教育委員会児童・生徒表彰式。時間は小学生の部が午後1時30分

から、中学生の部が午後2時30分から、会場は市役所2階204～206会議室となっております。

3月19日（金）青梅市立中学校の卒業式。

3月20日（土）青梅市立東小・中学校卒業式。

3月24日（水）青梅市立小学校の卒業式、となっております。

なお、※にあるように、卒業式につきましては、来賓の参加は不可となっております。

最後ですが、3月24日（水）第13回教育委員会定例会、時間は午後1時30分から、会場はこちら教育委員会会議室となっております。

以上です。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（岡田）】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後4時15分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員